

青年・成人期以降の障害者における発達支援と地域支援： 社会福祉法人よさのうみ福祉会の取り組みを踏まえて

金丸 彰寿

神戸松蔭女子学院大学教育学部

Author's E-mail Address: kanamaru1990@shoin.ac.jp

Development Support and Community Support in Adolescents and Adults with Disabilities: Based on the cases of Yosanoumi Social Welfares Service Corporation

KANAMARU Akitoshi

Faculty of Education, Kobe Shoin Women's University

Abstract

本稿では、社会福祉法人よさのうみ福祉会の理念と実践を分析することで、青年期・成人期以降における障害者の発達支援及び地域支援のあり方について検討した。よさのうみ福祉会は、「行政力」「地域力」「福祉力」の「三位一体」の取り組みを行っていた。そして、障害者の発達要求に基づいて発達支援及び地域支援が展開されていたことを明らかにした。発達支援は、なかま・職員・地域住民の連帯を通して、障害者の発達要求を地域の担い手として組織することである。地域づくりは、障害者と地域住民の要求を練り上げ、地域社会の民主的な連帯を支えるよう組織することである。この三位一体の取り組みの原動力になったのは、与謝の海養護学校づくり（1960年代～）を継承・発展している、よさのうみ福祉会における地域福祉実践運動の蓄積であった。今後の課題は、「学びの作業所」や「専攻科」の実践と、よさのうみ福祉会の福祉支援における実践的な同異を探りつつ、発達要求に基づく障害者の発達支援及び地域支援のあり方をより精緻に検討することである。

In this paper, we analyzed the philosophy and practice of Yosanoumi Social Welfares Service Corporation to consider the concept of development support and community support in adolescents and adults with disabilities. We revealed that Yosanoumi Social Welfares Service Corporation leverages the capability of governance, community and welfare to supports based on the

developmental needs of people with disabilities. Furthermore, Yosanoumi Social Welfares Service Corporation practiced in the light of the lessons learned from philosophy and practice of Kyoto Prefectural yosanoumi Special School. Further studies are needed in order to research the way of development support and community support in relation to "Manabi-no-sagyosyo" and Advanced Course at special school.

キーワード：障害者福祉、発達要求、発達保障、地域づくり

Key Words: welfare for people with disabilities, the developmental needs, Human Development, Community Development

1. はじめに

我が国では、2016年4月1日に「障害者差別解消法」（正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、2015年5月制定）が施行された。障害者差別解消法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的」^{注1)}としている。同法は、「障害者の権利に関する条約」の批准（2014年2月）に向けた、障害者に関する法制度の改善の一環として制定されており、障害者支援が彼・彼女たちの権利を総合的に保障する方向性を示したといえる。

とくに、青年期、成人期、中年期、壮年期、老年期の学校教育卒業後のライフステージに移行する障害者支援においては、「本人を中心に入れ替わるに置きながら、より広く人間としての生活や生き方を長期的な展望に立つ」「地域に根ざしたリハビリテーション」の理念が求められよう^{注2)}。そこでは、障害児の「子どもから大人へ」「学校から社会へ」という青年期における「二重の移行支援」が、後期中等教育段階から途切れなく行われる必要がある^{注3)}。そして、青年期以降の障害者が、「大人」として自分らしくしなやかな自己を育み、人生を謳歌できるよう、ライフステージに応じて支援が提供されることも重要である^{注4)}。

これらのこと、本稿では青年・成人期以降の障害者の発達支援と地域支援^{注5)}としてとらえつつ、そのあり方を検討する。その際に、本稿では、社会福祉法人よさのうみ福祉会（以下、よさのうみ福祉会と略記する）の取り組みを対象にする。よさのうみ福祉会は、法人設立以前も含めて、40年以上、京都府北部の京都府立与謝の海養護学校の理念を引継ぎ、障害のある青年・成人以降の発達支援と地域づくりに取り組んでいる。よさのうみ福祉会の取り組みについては、黒田学・よさのうみ福祉会^{注6)}、黒田学・青木一博^{注7)}が、1980年から30年の歩みについて詳細にまとめている。

本稿では、これらの先行研究に学びつつ、障害者の発達要求を分析視角に据えて、よさのうみ福祉会の取り組みをまとめていく。筆者は、これまで京都府北部における青年の発達要求に根ざした教育実践運動の継承と発展^{注8)}を研究してきた。そこでは青年の発達要求を、「新たな考え方、文化や価値を様々な他者との連帯を目指した取り組みを通して学ぶことで、複雑な現実を捉えなおそうとする要求」と規定しつつ、障害者と非障害者は両者の要求を「障害

者問題の解決のために」連帶する中で具体化し肥らすことを指摘した。本稿は、上記の研究を成人期以降の福祉支援及び地域づくりと関連させて拡大する必要性を踏まえたものである。

以上より、本稿では、社会福祉法人よさのうみ福祉会の理念と実践を整理・分析することで、青年期・成人期・中年期・壮年期・老年期における障害者の発達支援と地域支援のあり方について検討する^{注9)}。その際、筆者の現地調査の結果、青木一博氏（社会福祉法人よさのうみ福祉会理事長）及び藤原さゆり氏（同法人リフレかやの里管理者）への聞き取り調査^{注10)}、よさのうみ福祉会発行の資料の結果をもとにまとめる^{注11)}。加えてA氏（同法人夢織りの郷職員）には、与謝の海支援学校との交流経験について聞き取り調査を行い、青年の発達要求に基づく教育実践についても若干の整理を行なう^{注12)}。なお本稿は、「神戸大学大学院人間発達環境学研究科における人を直接の対象とする研究審査」により承認を得た（No.206-2）。

2. よさのうみ福祉会の歴史と理念

本章では、よさのうみ福祉会の設立過程を素描しながら、同会の理念を具体化するために、どのように取り組みを展開しているのかについて概観する。史資料は、断りのない限りよさのうみ福祉会の研修資料^{注13)}、『法人30年のあゆみ』^{注14)}を扱う。

（1）よさのうみ福祉会発足までの歩み

よさのうみ福祉会は、京都府立与謝の海養護学校の学校づくり運動と共同作業所づくり運動を源流として、1980年に設立された。本節では、学校づくり運動と共同作業所づくり運動を概観して、与謝の海福祉会設立のあゆみを押さえる。

まず与謝の海養護学校は、天橋立を展望できる京都府北部の与謝地域に位置しており、1979年の養護学校義務制実施に先駆けて開校し、「発達保障の砦」として障害児者の教育に取り組んだとされている。当時、障害児者の就学猶予・免除が、教育権の侵害として社会問題になっていた。加えて、就学猶予・免除を受けた障害児者の保護者は、施設入所もしくは家庭での養育を自助努力で行い、自立的な生活が侵害されている現状があった。そこで、地域の小・中学校の障害児学級の教師や障害児者の保護者が連帶して、どんなに重度の障害児者であっても教育権の保障を実現するために学校づくり運動を展開したのである。1950年代では、障害児学級の開設及び増設運動を中心にして、桑飼小学校に与謝地域初の障害児学級を開設し（1951年）、宮津小学校にも開設し（1955年）、1960年には6校6学級と次第に増やしていくとされている。1962年から、教師や保護者たちは障害児教育を専門的に行う必要性を鑑みて、障害児学級づくりから養護学校づくり運動に発展させた。それから10年余に及ぶ養護学校づくり運動が京都府北部の宮津・与謝・丹後地域で精力的に展開され、与謝の海養護学校は、1969年に高等部仮開校、1970年に小学部・中学部・高等部の3学部を以て本格開校したのである。高等部の先行開校は、後期中等教育を受ける障害者への教育権保障及びその保護者の自立的な生活保障を行うためであった。

与謝の海養護学校づくり運動では、以下の3つの基本理念を踏まえて展開された。第1に、「すべての子どもにひとしく教育を保障する学校をつくろう」である。第2に、「学校に子ど

もを合わせるのでなく、子どもに合った学校をつくろう」である。第3に、「学校づくりは箱づくりではない、民主的な地域づくり」である。この3つの基本理念は、学校開校以降の教育理念としても継承された。さらに、さらに与謝の海は、発達の内実について「発達の4原則」として具体化した。つまり①「発達は要求から始まる」、②「発達は権利である」、③「発達は集団の中から達せられる」、④「発達の可能性は創り出すものである」。人間の発達は要求からスタートし、集団の中で達成されていくことは、青年の発達要求と連帶の重要性を表している^{注15)}。与謝の海養護学校の学校づくり運動及び教育実践は「権利としての障害児教育」の理論構築に大きな影響を与えたとされている^{注16)}。

しかし、与謝の海養護学校開校後、新たな課題が生じる。それは高等部を卒業した障害者の進路をどのように保障するかについてである。この課題に対応する運動が、次に述べる共同作業所づくり運動である。共同作業所づくり運動は、高等部卒業後の障害者の保護者や与謝の海用学校の教職員によって展開される。そこでは、研究会を結成し、全国の施設見学を行ったり、討議を重ねたりしたとされている。こうして、障害者が働くことを通して生活の主人公となり発達を深めることを支える「労働・生活施設」構想が提起され、この構想に基づき共同作業所設置を京都府に要望する運動が行われた。保護者や教職員たちは、数々の共同作業所を設置していくが、地域に点在する作業所の個別具体的な支援をより組織的に発展させるため、1980年に社会福祉法人よさのうみ福祉会を設立し、法人としての取り組みを始めた。

青木一博法人理事長によると、障害者労働生活施設づくりは、「養護学校の開校以来の当地域の障害関係者の切実な願い」であったという。この運動は、「地場産業が衰退する中で若者が働く場」や「高齢者の総合福祉施設」という地域づくりも視野に入れて展開された。そして、第4章で後述する、地域振興支援としての「リフレカやの里」実践や、「高齢・障害・児童・医療」の異業種を対象にする「やすらの里」実践が展開される。表1に、よさのうみ福祉会の取り組みの概要をまとめている。

表1 よさのうみ福祉会の取り組みの概要

京丹後市地域	与謝野町地域	宮津市・伊根町地域
1975年2月 大宮共同作業所 (京都府下初) 6月 峰山共同作業所	1978年7月 野田川共同作業所 1997年9月 通所授産施設つむぎ (野田川→夢織りの郷に移転新築) 2006年10月 日中一時支援事業、 地域生活サポート事業 をつむぎ、いきいきで 実施	1976年3月 宮津共同作業所 1976年3月 授産施設みやづ作業 所(同一敷地内に宮津 共同作業所を継続) 2005年11月 みやづ作業所伊根 町分場
1981年4月 みねやま作業所 1995年6月 みねやま作業所分 場: ゆうゆう作業所 2003年4月 ゆうゆう作業所の独 立開所	2011年4月 与謝野町の指定管理 を受け、多機能型リフ レカやの里 2012年4月 多機能型つむぎに事 業移行 2013年2月 ワークセンター花音 (やすらの里内)	2008年7月 宮津共同作業所と第 2宮津共同作業所を統 合し、すまいる開所 2009年4月 みやづ作業所伊根町 分場→伊根の里 開所 2011年4月 多機能型みやづ作業 所
2006年11月 障害児(者)多機能型 生活支援センター ろむ 2008年4月 多機能型峰山共同作 業所に事業移行 2011年4月 多機能型ゆうゆう作 業所に事業以降 2012年4月 多機能型みねやま作 業所に事業以降		

(2) よさのうみ福祉会の理念

よさのうみ福祉会の理念は、同会のHPに以下のようにまとめられている^{注17)}。第1に、「障害者の労働・発達・生活を保障し、生きがいをもって生活できることをめざすこと」である。第2に、「与謝の海養護学校づくりの理念と運動の教訓を引き継ぎ、さらに発展させる」ことである。第3に、「京都北部地域での障害者福祉事業をすすめる母体となる」ことである。図1に、よさのうみ福祉会の活動範囲と施設の位置を示している。よさのうみ福祉会は、京都府の「丹後障害保健福祉圏域」（京都府北部の宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、人口約9万5千人）の拠点として活動している。全22カ所の事業所の設置経営及び、40以上の障害者福祉事業を展開しており、約300名の職員が支援に従事している。大規模な法人経営である。

よさのうみ福祉会は、地域の実情に応じて支援範囲を拡大し、事業を展開してきた。例えば、与謝野町については、少子高齢化と過疎化が進行し、地域の担い手の存在をどのように確保するかが課題とされている。さらに、主要産業であった丹後ちりめんの生産量激減や（1973年：約1000万反→2017年：約30万反）、近年のリーマンショックによる大量解雇によって経済的に打撃を受けている。与謝野町行政は、上記の慢性的課題によって財政困難（自主財源の不足）を抱えているという。ただし行政は、農業振興と観光による地域活性化を図るため、農福連携という福祉への期待も寄せている。与謝野町は、「高齢者も児童も障害者もひとり親家庭も、安心して暮らせるまちづくり」「ねがいの実現に頑張る企業や起業を応援するまちづくり」を標榜している。よさのうみ福祉会においては、こうした地域及び行政と連携・協働して、地域情勢の悪化による施設利用者の一般就労先の確保困難や、地域の高齢化に伴う施設利用者の高齢化に対応するなど、地域ニーズに応じつつ取り組みを展開しているのである。

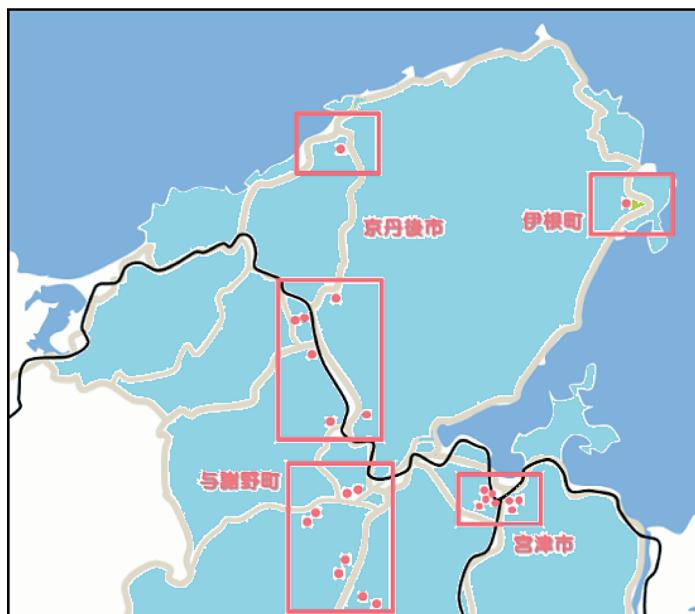


図1 よさのうみ福祉会の活動範囲と施設の位置

3. よさのうみ福祉会の実践の特徴

本章では、よさのうみ福祉会の取り組みのうち、「みねやま作業所」と「夢織りの郷」に焦点化して、その実践的特徴を描出する。その際、2つの施設について、よさのうみ福祉会の実践で大切にしている、①仕事を通した自分づくり、②地域へのまなざしという視点をもとに順番にまとめていく。ここでは、筆者の訪問調査の結果を基に概観する。

(1) 仕事を通した自分づくり

本節では、みねやま作業所（1981年～）についてまとめる。みねやま作業所は、生活介護事業と就労継続支援事業を行う多機能型施設である（図2）。多機能型施設は、基本的に、①就労継続支援A型^{注18)}、②就労継続支援B型^{注19)}、③生活介護^{注20)}のように、複数の機能を併せ持つ施設である。みねやま作業所に限らず、よさのうみ福祉会では、施設利用者ことを「なかま」と呼んで、支援を行なっている。それは、利用者が支援を受けるという客体としての存在だけではなく、権利主体及び発達主体として位置づけているからである。発達保障を基本にする施設では、比較的共通して見られる考え方であろう。みねやま作業所では、知的障害のあるなかまがサービスを受けており、知的発達の程度が軽度～重度と多様である。また、よさのうみ養護学校卒業直後の仲間もいれば、学校開校当初の卒業生（老年期）など、多様な年齢層のなかまが利用しているとされている。一般就労に向けて、一般事業所で実習を行うなかまもいる。

みねやま作業所は、施設内での実践のみならず、地域住民との交流・参加も図っている。地域住民にオープンな文化祭を毎年開き、作業所の製品や食べ物を販売したり、合唱など共同の取り組みも行ったりしている。みねやま作業所は、比較的住宅地に近い立地である。作業所の設置の際には、施設を地域住民と離れたところではなく住民が集まるところにできる限り設置しようと努めたとされる^{注21)}。ほかにも、例えば峰山共同作業所や野田川作業所も同様の趣旨で施設が設置されている。

このように、日々の仕事や地域住民との共同の取り組みを通して、なかまが自分らしく仕事を行い、自分づくりを行う支援が展開されている。

(2) 地域へのまなざし

よさのうみ福祉会では、みねやま作業所の実践を概観しても、地域住民を巻き込んでいる



図2 みねやま作業所の外観



図3 夢織りの郷の外観

ことがうかがえる。さらに、よさのうみ福祉社会は、施設経営という観点からも地域へのまなざしは鋭いのである。

その典型例が、障害者福祉センター夢織りの郷（1997年～）である（図3）。夢織りの郷とは、「入所更生施設いきいき」、「デイサービスひまわり」、「通所授産施設つむぎ」、「野田川共同作業所」を同一敷地内に併設している総合施設である。夢織りの郷は、先述した「障害者の労働生活施設」づくりの構想を具体化した成果である。それは、「生まれ育った丹後の地で安心して暮らせる場所が欲しい」という障害者やその家族の願いを踏まえた営みであったとされている^{注22)}。そのため、「高齢者総合福祉施設虹ヶ丘」と隣接し、高齢者福祉との連携も行われている。夢織りの郷のなかまが、虹ヶ丘の清掃に赴いたりすることもあったという。

夢織りの郷の設置は、1983年から進められ、地域住民との建設に向けた話し合いや行政との討議が行われたとされる。興味深いのは、地域住民（有力者も含めて）の理解を得ることに成功しただけではなく、地域住民が精力的に設立に奔走し、行政との交渉に掛け合ったことである。

ところで、夢織りの郷には、A氏が職員として勤務している。A氏は、2008－10年に京都府立加悦谷高校の生徒として、与謝の海支援学校との「交流」（1970－80年代は「共同教育」の呼称）を経験していた。A氏によると、両親が障害者福祉に携わっていたこともあり、障害者と関わりたいという関心が強く、両校の「交流」の企画を行う役割も率先して行っていたとされる^{注23)}。A氏にとって「交流」は楽しくやりがいがあったが、加悦谷高校の他の生徒の中には、「交流」の意欲が高くない生徒や障害について関心が少ない生徒がいたようで、戸惑いを覚えたこともあるとされる^{注24)}。

A氏は、卒業後の3年間、京都府北部で観光業に就職をしていたが、「やはり障害のある人と関わりたい」という思いを強くし、同法人に転職したという。筆者が、「『交流』経験は自分にとってどんな意味を持っているか、振り返ってもらってもいいですか」と聞くと、以下のように回答を得た。「あんまりそのようなことは考えたことなかった。ただ昔（引用者注：高校生の時）は、障害のある人と関わりたい、友達になりたいという意識が強かったけど、今は（引用者注：夢織りの郷職員として）、なかまの生活支援を行う立場になったから、その違いはあるかも。・・・中略・・・だけど、障害のある人と関わることでは、根っこは同じだと思う。」

A氏への聞き取り調査から、よさのうみ支援学校と加悦谷高校との「交流」は、1970－80年代の「共同教育」の理念と教訓が現在にも継承されていることがうかがえる。それは、障害者と非障害者の発達要求を両者の連帶に基づいて、直接的な指導ではなく教育的に方向付け組織することで、障害者問題の解決に向かう認識を深めることである。その教育を受けたA氏が、青年期の段階で転職して障害者支援に携わっていることは示唆的である。A氏にとって、「交流」経験は、転職を決定した直接的要因ではないが、経験を改めて振り返ると「交流」と障害者支援の「根っこは同じ」と認識されている。ここでの「同じ」は、支援者としての姿勢や態度は違うけれども、障害者と非障害者が共に生きることの楽しさや難しさは共通であるという意味であろう。このことは、まさにA氏の発達要求であるといえる。そしてA氏

の転職は、障害者と関わりたいという高校生時代の発達要求を、専門的な支援者としての関わりという方向に転換した表れとみることもできる。関わりにみえる「同じ」を大切にしつつ、A 氏自身は支援者としての関わりという「違い」を追求するために転職したとすれば、青年期の発達要求が進路選択に影響することを示唆する事例ともいえる。

4. よさのうみ福祉会における地域づくり

本章では、「リフレかやの里」、「やすらの里」の事例を踏まえて、よさのうみ福祉会における地域づくりについてまとめる。前章でも、よさのうみ福祉会が、その実践によって地域住民との交流を促進している様子がわかったけれども、以下で述べる事例は、地域振興と福祉支援が連動（架橋）する意味で地域づくりの様相が強い。

(1) リフレかやの里の経営

よさのうみ福祉会は、2011 年から指定管理者としてリフレかやの里を経営している。就労継続支援 A 型・B 型のサービスを提供しつつ、食品（レストラン、パン工房）、宿泊、入浴、農産加工、物販の多岐にわたる事業を展開している（図 4）。A・B 型のサービスを利用しているなかまが、リフレかやの里の従業員として働きながら、その経営を支えている。

リフレかやの里は、最初からよさのうみ福祉会が関与していたわけではない。1998 年に、リフレかやの里は、旧加悦町に観光と農業振興による地域活性化を図るために建設された。しかし、高速道路整備に伴う通行量の減少及び燃料代高騰のあおりで経営不振に陥り、2008 年に倒産・閉鎖したとされている^{注25)}。そして、よさのうみ福祉会は、①障害者の就労困難への対応、②地域産業の衰退で疲弊し経営再建を希望する地域、③農業振興と地域再生を一体的に位置付けようとする町行政、という 3 者の方向性の一致をもとに、指定管理者として経営再建に乗り出したとされている^{注26)}。

リフレかやの里では、なかまが地元の農作物を加工し、リフレかやの里で売り出す仕組みによって、なかまのみでなく農家の仕事や雇用を創出することを促している。さらに、地元住民が、リフレかやの里内にあるレストランや入浴場を利用するという自然な交流も行われている。こうした地道な取り組みによって、リフレかやの里の経営は 2015 年に黒字となったとされている^{注27)}。

そして、リフレかやの里の仕事を通して、なかまは、仕事を通して人とのコミュニケーションを楽しみ、仕事への見通しを持ち自己肯定感を深めるとされている^{注28)}。筆者は、リフレかやの里に一泊し、昼食と晩御飯をレストランで取ったが、なかまが適切に注文を聞き、配膳・片付けを行う様子を見た。その姿は堂に入っていたが、以前は自信なさげにレストランに佇む様子も見られたという。リフレかやの里の職員は、なかまに注文や配膳の仕方を丁寧に教え、練習を積ませつつ、称賛の言葉をその都度かけたとされる。そして、そのなかまは、徐々に自信をつけ、客からの「ありがとう」という言葉や笑顔を受けることで、一人前の従業員に成長したのである。



図4 リフレかやの里の外観

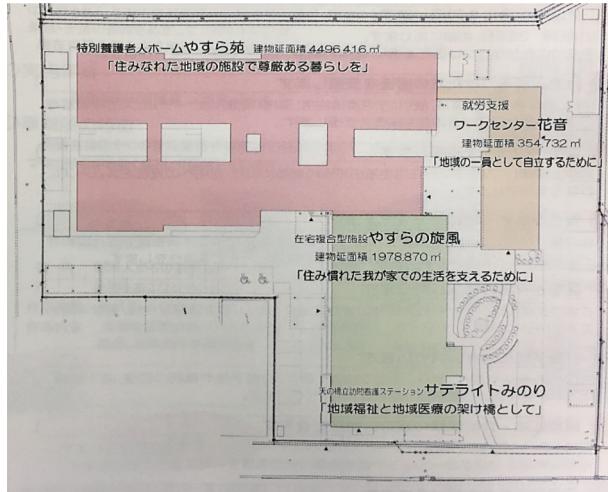


図5 やすらの里の地図

(2) やすらの里における共生

やすらの里は、2013年から「地域共生型福祉施設」として設置されている^{注29)}。やすらの里では、「高齢・障害・児童・医療」の異業種・異分野間の法人が同一敷地内にそれぞれの施設を設置・経営して成り立っている（図5）。具体的には、特別養護老人ホーム「やすら苑」、在宅複合型施設「やすらの旋風」、就労支援「ワークセンター花音」、天の橋立訪問看護ステーション「サテライトみのり」である。ワークセンター花音が、よさのうみ福祉会の施設であり、喫茶店を経営している。やすらの里は、他にも施設内の企業内保育所、子育て支援センターやデイサービスも設置されている。各法人は、およそ月一回、合同の運営協議会を行うとされている^{注30)}。

やすらの里では、それぞれの法人の専門性を發揮しつつ、利用者・なまはもとより地域住民とも、やすらの里を介して共生している。例えば、法人間の共生（連携）については、ワークセンター花音のなまはもとが、高齢者施設であるやすら苑の利用者の食事の準備をしている事例である。食事の準備は注意することが多く、なまはもとが注意点を守っていないと、やすら苑から指導されることもあったという^{注31)}。とはいっても、こうした業務を通して、なまはもと、プロとして仕事をしっかりとこなすことを学んでいくとされている。さらに、やすらの里では、喫茶店であるワークセンター花音に地域住民が立ち寄ったり、地域の保育園がやすらの里を散歩コースにしたりするなど、地域との自然な共生も営まれている。

5. おわりに

これまで、よさのうみ福祉会の取り組みについて、歴史的展開も踏まえて概観してきた。青木氏によると、よさのうみ福祉会では「『福祉』と『地域』と『行政』、三位一体の取り組み」を経営方針とすることで、その取り組みを行ってきたとされる^{注32)}。

「行政力」とは、「住民要求実現へ自治体の果す積極的な役割」である。例えば、リフレかやの里の指定管理者によさのうみ福祉社会を選定する行政の意識や、やすらの里の建設へのバックアップが挙げられる。「地域力」とは、「住民が住んでいるまちを安心して暮らしやすい地域にしようとする『住民の自治力』」である。例えば、倒産・閉鎖したリフレかやの里の再生における農業法人、農家、地域との連携・協同が挙げられる。「福祉力」とは、「民間の福祉事業者が福祉サービス利用者の願いに応えることはもとより、地域のニーズや願いに積極的に応えようとする力」である。例えば、リフレかやの里による障害者の就労確保が挙げられる。

青木氏は、「福祉力、地域力、行政力が三位一体となることが地域福祉推進への大きな力となる」という注³³⁾。そして、「リフレかやの里の再生も『やすらの里』の施設整備も、町行政の公的責任と役割が存分に發揮され、民間との役割区分が明確にされ、お互いに連携したことが事業の成功につながった」とされている。つまり福祉、地域、行政の要求（願い）を合議し、協働の取り組みを図ることで、それぞれの要求を実現しつつ、共生の地域づくりを果たしていったということである。

この三位一体の理念を具体化した、よさのうみ福祉社会における障害者の発達支援及び地域支援は、「発達要求の地域的組織化」としての意味を有していると考えられる。発達支援は、なかま・職員・地域住民の連帯を通して、青年期・成人以降の障害者の発達要求を地域の担い手として組織することである。そして、地域づくりは、障害者と地域住民の要求を練り上げ、地域社会の民主的な発達（連帶）を支えるよう組織することである。そして、この三位一体の取り組みの原動力になったのは、与謝の海養護学校づくり（1960年代）を継承・発展する、よさのうみ福祉社会の地域福祉実践運動の蓄積であるといえる。それは、①共同作業所づくり（1970～80年代）、②法人設立と実践の深化／労働・生活施設づくり（1980～90年代）、③地域再生と共生実践（2000年代～）というプロセスであろう。

ところで、よさのうみ福祉社会の取り組みは、施設実践を中心とした福祉支援であるが、他方で、我が国では、福祉制度を用いて「学びの作業所」づくりも展開されてきている。例えば、和歌山県の「フォレススクール」、兵庫県の「エコール KOBE」などの障害者生活訓練事業を活用した取り組みである。そこでは、「地域に開かれ」ながら、障害者の「願いや要求に合わせ、なにものにも縛られずに、時間を適切にかけて、学習の展開」が行われているとされている注³⁴⁾。さらには、高等学校・中等教育学校・大学（短期大学を含む）・高等専門学校に設置可能な「専攻科」の仕組みを用いることで、高等部卒業後の知的障害者の「自分づくり」としての青年期教育を展開している事例もある注³⁵⁾。「学びの作業所」や「専攻科」においては、障害者の「自分づくり」を大切にして実践されている。この「自分づくり」は、一般就労への強調・偏重、あるいは、それができない障害者は福祉就労で済ませるという消極的な発想ではない。それは、「子どもから大人へ」のプロセスの中で「かけがえのない自分」を形成することと、「意図的な脱学校化=学校臭さからの脱皮」としての「学校から社会へ」の「二重の移行支援」として具体化されるということである。

本稿における今後の課題としては、「学びの作業所」や「専攻科」の実践と、よさのうみ福祉社会のような従来の福祉支援において、実践の同異を探りつつ、発達要求に基づく障害者の

発達支援及び地域支援のあり方をより精緻に検討することである。その際には、よさのうみ福祉社会の調査について、他施設への拡大、史資料による歴史的研究などを総合的に行う必要もあるだろう。

謝辞

青木一博氏（社会福祉法人よさのうみ福祉会理事長）には、調査の全面的なコーディネートをしていただいた。さらに法人経営や実践に関して詳細に教えていただいたり、多くの史資料もご提供いただいた。藤原さゆり氏（同法人リフレかやの里管理者）には、福祉実践の取り組みや考えなどを詳細に教えていただいた。A氏（元加悦谷高校生、現同法人夢織りの郷職員）には、与謝の海との交流経験や福祉実践を志す経緯などを詳細に教えていただいた。その他の同法人の作業所・施設の職員の方々にも、訪問を快諾していただき、ご協力をいただいた。本当にありがとうございました。なお本稿は、科学研究費・研究活動スタート支援（19K23354）の助成を受けている。

注

- 1) 内閣府（2016）「障害を理由とする差別の解消の推進」<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>、閲覧日 2019 年 12 月 6 日。
- 2) 石山貴章（2019）「福祉機関の役割とその活用」吉利宗久・是永かな子・大沼直樹『新しい特別支援教育のかたち インクルーシブ教育の実現に向けて』培風館、p.274。
- 3) 渡部昭男（2009）『障がい青年の自分づくり—青年期教育と二重の移行支援』日本標準。
- 4) 白石恵理子（2005）「『行動障害』『行動問題』を示す重度発達障害者への実践 2つの実践を踏まえて」『障害者問題研究』第 33 卷第 1 号、p.54。白石は、「本人が自らの生活や要求の主体となる実践のあり方、集団を視野に入れての実践することの重要性、職員集団のあり方」を検討している。
- 5) 本稿では、発達支援及び地域支援を定義する。発達支援とは、障害者の実態把握に基づいて彼・彼女の発達を促す支援である。地域支援とは、地域住民、地域の学校や地域行政など地域の構成員と障害者が共に関わり合うことで、地域づくりを行うことである。発達支援と地域支援は相互関係にあり、地域支援の中で発達支援が行われる、またはその逆も行われることもある。
- 6) 黒田学・よさのうみ福祉会編（2012）『福祉がつなぐ地域再生の挑戦』クリエイツかもがわ。
- 7) 黒田学・青木一博（2014）「地域に根ざした障害者福祉の取り組み—京都府与謝野町におけるよさのうみ福祉会の地域連携—」『立命館産業社会論集』第 33 卷第 1 号、pp.163-171。
- 8) 金丸彰寿（2019a）「青年の発達要求に基づく『共同教育』の創造と展開—1972～81 年における京都府立与謝の海養護学校高等部と京都府立加悦谷高等学校の実践に着目して

- 一』『現代社会と大学評価』第14号、pp.84-86。
- 9) 本稿は、金丸彰寿（2019b）「青年期・成人期以降における障害者の発達支援と地域づくりの架橋—社会福祉法人よさのうみ福祉会の取り組みを踏まえて—」大学評価学会第16回全国大会（於神戸大学）ポスター発表（2019年3月3日（日））の内容を発展させたものである。
- 10) 青木一博氏（社会福祉法人よさのうみ福祉会理事長）には、2018年11月26日（月）～11月27日（火）の訪問調査のコーディネイト、聞き取り調査にご協力いただいた。また、藤原さゆり氏（同法人リフレカやの里管理者）には、2018年11月27日（火）13：00～14：00に聞き取り調査にご協力いただいた。
- 11) 筆者はよさのうみ福祉会の、夢織りの郷（法人本部も設置）、峰山共同作業所、みねやま作業所、野田川共同作業所、リフレカやの里、やすらの里に訪問調査を行った。また、史資料については、以下のものを収集した。
- ①峰山共同作業所運営委員会『くるみ 峰山共同作業所年報』第1号（1976年／開設1周年）、第4号（1978年）、第5号（1979年）、第6号（1980年）
- ②社会福祉法人よさのうみ福祉会みねやま作業所『みねやま作業所 まとめ集』昭和58年度（1983／開設2周年）、昭和59年度（1984）、昭和61年度（1986）、1993年）
- ③広報誌／広報誌のまとめ
- 1) 社会福祉法人よさのうみ福祉会『福祉 よさのうみ』第106号（2018年9月）、第107号（2019年1月号／青木氏から後日郵送された。）
- 2) 社会福祉法人よさのうみ福祉会『障害者にゆたかな労働と生活の保障をめざして福祉よさのうみ合冊』（第1号（1983年11月）～第42号（2000年9月））を収録）
- ④記念誌
- 1) 峰山共同作業所運営委員会（1985）『峰山共同業所 十年のあゆみ』
- 2) 社会福祉法人よさのうみ福祉会（2014）『法人30年のあゆみ』
- ⑤同法人見学研修資料やパンフレット類
- 12) 夢織りの郷職員A氏（26歳女性）は、2008-2010年に加悦谷高校生として、与謝の海養護学校との「交流」を経験していた。A氏にも聞き取り調査にご協力いただいた。日時は、2018年11月26日（月）17：30～18：30である。
- 13) 青木一博（2018）「福祉がつなぐ地域再生の挑戦」（研修資料）
- 14) 社会福祉法人よさのうみ福祉会（2014）『法人30年のあゆみ』
- 15) 青木嗣夫・松本宏・藤井進（1973）『育ち合う子どもたち 京都・与謝の海の理論と実践』ミネルヴァ書房、pp.98-99。
- 16) 田中昌人・清水寛（1987）『発達障害の探求』全国障害者問題研究会出版部。
- 17) 社会福祉法人よさのうみ福祉会（2019）<http://www.yosanoumi-fukushikai.or.jp/aboutus.html>閲覧日2019年12月5日。
- 18) 厚生労働省によると、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その

他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援」である。厚生労働省「障害福祉サービスについて」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/naiyou.html閲覧日 2019年12月6日。

- 19) 厚生労働省によると、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援」である。同上 URL。
- 20) 厚生労働省によると、「入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援」である。同上 URL。
- 21) 青木氏への聞き取り調査から。
- 22) 青木氏への聞き取り調査から。
- 23) A 氏への聞き取り調査から。
- 24) A 氏への聞き取り調査から。
- 25) 前掲 13 (青木 (2018)、p.1)。
- 26) 前掲 13 (青木 (2018)、p.2)。
- 27) 青木氏への聞き取り調査から。
- 28) 藤原氏への聞き取り調査から。
- 29) 社会福祉法人与謝野群福祉会・特定非営利活動法人丹後福祉応援団・社会福祉法人よさのうみ福祉会・公益社団法人京都府看護協会 (2014)『地域共生型福祉施設 やすらの里』パンフレット。
- 30) 青木氏への聞き取り調査から。
- 31) 青木氏への聞き取り調査から。
- 32) 青木氏への聞き取り調査から。前掲 13 (青木 (2018) pp.9–11)。
- 33) 前掲 13 (青木 (2018) p.11)。
- 34) 船橋秀彦 (2014)「障がい青年の専攻科設置・『学びの作業所』づくり運動の意義と課題」二通論・藤本文朗編『障害児の教育権保障と教育実践の課題 養護学校義務制実施に向けた取り組みに学びながら』群青社、p.72。
- 35) 知的障害を主たる特別支援学校の専攻科を活用した実践においては、前掲 3 参照。

文献

青木一博 (2018)「福祉がつなぐ地域再生の挑戦」(研修資料)。

青木嗣夫・松本宏・藤井進（1973）『育ち合う子どもたち 京都・与謝の海の理論と実践』ミネルヴァ書房。

船橋秀彦（2014）「障がい青年の専攻科設置・『学びの作業所』づくり運動の意義と課題」二通論・藤本文朗編『障害児の教育権保障と教育実践の課題 養護学校義務制実施に向けた取り組みに学びながら』群青社、pp.61-81。

石山貴章（2019）「福祉機関の役割とその活用」吉利宗久・是永かな子・大沼直樹『新しい特別支援教育のかたち インクルーシブ教育の実現に向けて』培風館、pp.266-275。

金丸彰寿（2019a）「青年期・成人期以降における障害者の発達支援と地域づくりの架橋—社会福祉法人よさのうみ福祉会の取り組みを踏まえて—」大学評価学会第16回全国大会(於神戸大学) ポスター発表（2019年3月3日）。

金丸彰寿（2019b）「青年の発達要求に基づく『共同教育』の創造と展開—1972～81年における京都府立与謝の海養護学校高等部と京都府立加悦谷高等学校の実践に着目して—」『現代社会と大学評価』第14号、pp.69-92。

黒田学・青木一博（2014）「地域に根ざした障害者福祉の取り組み—京都府与謝野町におけるよさのうみ福祉会の地域連携—」『立命館産業社会論集』第33巻第1号、pp.163-171。

黒田学・よさのうみ福祉会編（2012）『福祉がつなぐ地域再生の挑戦』クリエイツかもがわ。社会福祉法人よさのうみ福祉会（2014）『法人30年のあゆみ』

内閣府（2016）「障害を理由とする差別の解消の推進」<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>、閲覧日2019年12月6日。

社会福祉法人よさのうみ福祉会 <http://www.yosanoumi-fukushikai.or.jp/aboutus.html> 閲覧日2019年12月5日。

社会福祉法人与謝野群福祉会・特定非営利活動法人丹後福祉応援団・社会福祉法人よさのうみ福祉会・公益社団法人京都府看護協会（2014）『地域共生型福祉施設 やすらの里』パンフレット。

白石恵理子（2005）「『行動障害』『行動問題』を示す重度発達障害者への実践：2つの報告をふまえて<実践報告を読む>」『障害者問題研究』第33巻第1号 pp.54-61。

渡部昭男（2009）『障がい青年の自分づくり—青年期教育と二重の移行支援』日本標準。

(受付日：2019.12.10)